

社会福祉法人 はあて

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はあて（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、法人定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償に関わる事項と支払い額は、表1に定めるとおりとする。
2 役員等が評議員会、理事会、または職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく費用弁償として支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって費用弁償として支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得てから行う。

附 則

この規程は、平成29年12月03日から施行する。

表1 費用弁償（第4条関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議等への出席旅費 (公共交通機関利用に限る)	届け出た自宅又は勤務先の最寄り駅を起点に、会議等会場との往復に要する旅費を、法人で計算した公共交通機関運賃実費額
上記のほか、職務執行に伴い発生する必要な経費（研修出席負担金、資料代、会場代、手数料等）	職務執行に必要な額